

海外における水辺のレジャー時に使用するライフジャケットに関する状況等¹

- 調査対象 4 か国（対象国は下記のとおり）において、水辺のレジャー時に使用するライフジャケット等の着用は、主にカヌーやカヤックを含む船舶乗船時に義務付けられており、船舶の種類又はレジャーの内容等によって対象年齢や浮力基準が異なっている。他方、各国とも、海岸・湖・川での水遊び等の乗船を伴わない水辺のレジャー（一部除く）については、ライフジャケットの着用義務は確認されなかった。
- 水辺のレジャー時に使用するライフジャケット等の主要規格として、アメリカでは「UL 12402」、欧州では「EN ISO 12402」、オーストラリアでは「AS 4758」が該当する。各規格における「浮力試験」「浮遊試験」「強度試験」等の試験方法や要件について比較した結果、いずれも ISO12402 をベースとした規格であることから、細かい諸条件に違いはあるものの、試験方法や要件に大きな差は見られなかった。
- ライフジャケットの着用推奨や事故防止に向けた取り組みとして、アメリカやフランス、オーストラリアの一部地域では、ライフジャケットの着用率に関する統計調査が行われている。国によって前提となる調査条件は変わるが、調査結果を下表に示す。

国	調査条件	調査結果（概要）
アメリカ	乗船時の着用率	大人：9.8% 子供：60.9%
フランス	マリンレジャー	61%
オーストラリア	乗船時の着用率	40.5%

- 各国とも、海上安全に関連する省庁や協会が、マリンレジャーや乗船時の安全対策としてライフジャケットの着用に関する安全啓発を行っている。確認できたウェブページの情報発信では、ライフジャケットの着用推奨理由、種類（マークやレベル、各種機能等）、選び方等について記載されていた。

<調査対象国>

- ・アメリカ（ニューヨーク州²）
- ・イギリス
- ・フランス
- ・オーストラリア（ニューサウスウェールズ州³）

¹ 本資料は、水辺のレジャー時に着用するライフジャケット等を対象に、一般社団法人自治体国際化協会が行った調査結果（令和 6 年 6 月）を参考に補足し、まとめたものである。

² アメリカでは、主にニューヨーク州を調査対象としている。以下、「アメリカ」と表記している場合は、アメリカ（ニューヨーク州）の意味とする。

³ オーストラリアでは、主にニューサウスウェールズ州（州都：シドニー）を調査対象としている。以下、「オーストラリア」と表記している場合は、オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）の意味とする。

第1 水辺のレジャー時に使用するライフジャケットの着用義務の有無

調査対象国における水辺のレジャー時に使用するライフジャケットの着用義務の有無等について、表1に示す。また、それ以降に、各国の法令や罰則等の詳細を記載する。

表1 調査対象国におけるライフジャケットの着用義務に関する状況

国	対象			着用義務	備考
日本	船舶関係	小型船舶（総トン数 20t 未満）	全年齢	有	国土交通省適合確認品の着用が必要
		小型船舶に該当しない船舶（船体長さ 3m 未満 かつ 推進機関出力 1.5kw 未満の船舶等）	—	無	
	船舶以外	その他レジャー（海岸・湖・川での水遊び・遊泳、陸上での釣り等）	—	無	
アメリカ	船舶関係	【期間問わず】 長さ 65 フィート（約 20m）以下の船舶 （手漕ぎボート、カヌー、カヤック含む）	12 歳未満	有	アメリカ沿岸警備隊（USCG）承認品の着用が必要
		【11 月 1 日から 5 月 1 日までの間】 長さ 21 フィート（約 6.4m）未満の船舶 （手漕ぎボート、カヌー、カヤック含む）	全年齢	有	
		水上オートバイ	全年齢	有	
		船舶にけん引される者	全年齢	有	
	船舶以外	その他レジャー（海岸・湖・川での水遊び・遊泳、陸上での釣り等）	—	無(推定) ⁴	
イギリス	船舶関係（商船）	商業目的で使用される船舶において、船内で危険な作業に従事する場合 ・合理的に予測可能な落下又は海中への流出の危険がある場合 ・船上又は船上から露出した位置で作業を実施する場合 等	全年齢	有	海事沿岸警備庁（MCA）承認品又は BS EN ISO 12402 適合品の着用が必要
	船舶関係（非商船）	商業目的以外で使用される船舶	—	無(推定)	
	船舶以外	その他レジャー（海岸・湖・川での水遊び・遊泳、陸上での釣り等）	—	無(推定)	

⁴ 今回調査した中では、ライフジャケットの着用義務を確認できなかった。

国	対象			着用義務	備考
フランス	船舶関係 (海上)	長さ 24m 以下のプレジャーボート (下記分類の船舶等を除く)	全年齢	無	
		テンドーボート ⁵	全年齢	無	
		ビーチクラフト - 長さ 2.5m 未満かつ帆で推進する船舶等 - 長さ 2.5m 未満かつ定格出力 4.5kW 以下の内燃エンジン又は電気モーターで推進する船舶等（水上オートバイを除く） - 長さ 3.5m 未満かつ人力のみで推進する船舶等 - 気密性、安定性、浮遊性に関する要件を満たさない、長さ 3.5m 未満かつ人力のみで推進する船舶等 - サーフボード	全年齢	有	50N 以上かつ CE マーク表示品の着用が必要（ただし、避難場所 ⁶ から 300m までの海域における着用義務はない）
		ビーチクラフトに該当せず、主に人力によって推進される船舶	全年齢	無	
		ウインドサーフィン、カイトサーフィン、ジェットサーフ ⁷	全年齢	有	50N 以上かつ CE マーク表示品の着用が必要（ただし、避難場所から 300m までの海域における着用義務はない）
		水上オートバイ	全年齢	有	50N～100N 以上かつ CE マーク表示品の着用が必要（避難場所からの距離によって必要な浮力が異なる）
		フライボード ⁸	全年齢	有	50N 以上かつ CE マーク表示品の着用が必要
	船舶関係 (河川・湖沼)	- 長さ 2.5m 以上 20m 未満かつ長さ、幅、喫水⁹の積が 100m³ を超えないプレジャーボート¹⁰ - チャーターされたプレジャーボート（長さが 5m～15m の範囲のものに限る）	全年齢	無	各県代表の地方長官の行政命令によって、ライフジャケットの着用が義務付けられている場合も考えられる

⁵ 陸上又は輸送船からサービスや連絡目的で使用される船舶のこと。

⁶ あらゆる船舶及びその乗組員が、停泊、着岸、接岸することで安全が確保され、支援なしに出発できる海岸上の場所のこと。

⁷ エンジン付きのサーフボードのこと。

⁸ 水上オートバイから噴射された水を利用して、水圧によって水の上を浮遊するアクティビティのこと。

⁹ 「船底」から「船体と水面が交わる線」までの距離のこと。

¹⁰ 個人又は法人がレジャーやスポーツの目的で使用する船舶等のこと。

国	対象			着用義務	備考
フランス	船舶関係 (河川・湖沼)	ウインドサーフィン、カイトサーフィン、カヌー・カヤック、スタンドアップパドルボード、フライボード	全年齢	有	50N～100N 以上かつ CE マーク表示品の着用が必要（岸からの距離によって必要な浮力が異なる）
	船舶以外	その他レジャー（海岸・湖・川での水遊び・遊泳、陸上での釣り等）	—	無（推定）	
オーストラリア	船舶関係	- 長さ 4.8m 未満の船舶 - 長さ 8m 未満の船舶（開放水域を航行する場合のみ）	12 歳未満	有	性能レベル 50S 以上又は 100 以上かつ AS 規格適合品の着用が必要（航行水域によって必要な浮力が異なる）
		長さ 4.8m 未満の船舶に、以下の状況で乗船する者	全年齢	有	
		- 夜間に航行 - 開放水域を航行 - 高地水域を航行 12 歳以上の者が同伴していない			
		船舶が沿岸砂州を横断する場合	全年齢	有	
		船長の指示があった場合	全年齢	有	性能レベル 50S 以上かつ AS 規格適合品の着用が必要
		カヌー、カイトボード、セイルボード、帆走専用の船舶に、以下の状況で乗船する者 ¹¹	全年齢	有	
		- 夜間に航行 - 開放水域を航行 - 高地水域を航行 12 歳以上の者が同伴していない			
		水上オートバイ	全年齢	有	
	船舶以外	船舶にけん引される、又はウェイクボードやウェイクサーフィンをを行う者	全年齢	有	性能レベル 100 以上かつ AS 規格適合品の着用が必要
		ロックフィッシング（磯釣り）	12 歳未満	有	
			12 歳以上 ¹²	有	性能レベル 50S 以上かつ AS 規格適合品の着用が必要
		上記以外のその他のレジャー（海岸・湖・川での水遊び・遊泳、磯釣り以外の陸上での釣り等）	—	無（推定）	

¹¹ カイトボード、セイルボードに関しては、岸から 400m 以上離れて使用される場合にのみ適用される。

¹² 大人も含む。

1 アメリカにおける着用義務

ニューヨーク州航海法（New York Consolidated Laws, Navigation Law）において、以下の対象者は、アメリカ沿岸警備隊（USCG : United States Coast Guard）が承認したライフジャケットを着用することが義務付けられている。

- ① 以下の船舶に乗船する 12 歳未満の者（ただし、完全に囲まれた船室内にいる者は除く）
対象船舶：長さ 65 フィート（約 20m）以下の船舶、手漕ぎボート、カヌー、カヤック
- ② 以下の船舶に 11 月 1 日から 5 月 1 日までの間に乗船する者
対象船舶：長さ 21 フィート（約 6.4m）未満の船舶、手漕ぎボート、カヌー、カヤック
- ③ 水上オートバイに乗る者
- ④ 船舶にけん引される者

また、上記の着用義務に違反した場合、表 2 に示す罰則が科されることになる。

表 2 アメリカにおけるライフジャケットの着用義務違反に対する罰則

対象	罰則の内容
①,②	対象者：船舶の運航者、責任者、管理者 ・ 25 ドル以上 100 ドル以下の罰金が科される。
③	対象者：水上オートバイの操縦者 ・ 初回の違反で有罪判決となった場合、50 ドル以上 200 ドル以下の罰金が科される。 ・ 24 か月以内に 2 回目の違反で有罪判決となった場合、100 ドル以上 400 ドル以下の罰金が科される。 ・ 3 回目以降の違反（そのすべてが 24 か月以内に行われたもの）で有罪判決となった場合、200 ドル以上 500 ドル以下の罰金、及び水上オートバイの登録が取り消される。
④	対象者：船舶の運航者 ・ 初回の違反で有罪判決となった場合、100 ドル以上 250 ドル以下の罰金もしくは 7 日以下の禁固刑、又は罰金と禁固刑の両方が科される。 ・ 24 か月以内に 2 回目の違反で有罪判決となった場合、250 ドル以上 500 ドル以下の罰金もしくは 15 日以下の禁固刑、又は罰金と禁固刑の両方が科される。 ・ 3 回目以降の違反（そのすべてが 24 か月以内に行われたもの）で有罪判決となった場合、500 ドル以上 1,000 ドル以下の罰金もしくは 30 日以下の禁固刑、又は罰金と禁固刑の両方が科される。

なお、船舶以外の水辺のレジャー（海岸・湖・川での水遊び・遊泳、陸上での釣り等）におけるライフジャケットの着用義務は、確認できなかった。

<ニューヨーク州航海法¹³（抜粋）>

第 40 条 装備

1. 個人用浮力装置

- (a) すべてのレジャー用船舶、手漕ぎボート、カヌー、カヤックには、USCG が承認した着用可能かつ良好な状態の個人用浮力装置を、乗船者 1 人につき少なくとも 1 つを備える必要がある。
- (d) 第 43 条第 1 項に分類及び定義されているクラス A、クラス 1、クラス 2、クラス 3 のレジャー用船舶や、手漕ぎボート、カヌー、カヤックを運航する者は、当該船舶に乗船する 12 歳未満のすべての者が、適切なサイズの USCG が承認した個人用浮力装置をしっかりと着用していない限り、その運航を認めてはならない。本項の規定は、完全に囲まれた船室内にいる 12 歳未満の乗員には適用されない。

第 43 条

1. 船舶の分類 本条の適用において、船舶は以下のように分類される：

- Class A. 全長 16 フィート未満
- Class 1. 全長 16 フィート以上 26 フィート未満
- Class 2. 全長 26 フィート以上 40 フィート未満
- Class 3. 全長 40 フィート以上 65 フィート以下
- Class 4. 全長 65 フィートを超える
- Class 5. 手漕ぎボート、カヌー、カヤック

- (e) 11 月 1 日から 5 月 1 日までの間、手漕ぎボート、カヌー、カヤックを含む全長 21 フィート未満のレジャー用船舶の所有者又は運航者は、当該船舶に乗船する全ての者が、適切なサイズの USCG が承認した個人用浮力装置をしっかりと着用していない限り、その運航を認めてはならない。

10. 第 40 条の規定、又は第 40 条に従って採択された規則又は規定に違反した場合、25 ドル以上 100 ドル以下の罰金が科される。

第 73 条 えい航

3. 何人も、USCG が承認した個人用浮力装置をしっかりと装着していない状態で、船舶にけん引されてはならず、また、この規定に従わない者をけん引するために船舶を使用又は運航してはならない。ただし、報酬を受けてプロフェッショナルな展示に従事するパフォーマー¹⁴は、本項の規定は適用されない。

¹³ FindLaw 「New York Consolidated Laws, Navigation Law - NAV」, <https://codes.findlaw.com/ny/navigation-law/#!tid=NE6D40C7AD3C34BF08734EF60118BA7D2> (アクセス日：2024-08-21)

¹⁴ プロのスポーツ選手やエンターテイナーが、報酬を受けて実施する特定のパフォーマンスやイベント等が想定される（ウォータースポーツショーや映画やテレビの撮影等）。

6. 本条の規定に違反した場合は、第 73 条-c に定める罰則の対象となる。

第 73 条-c

2. 本条又は本条に基づき採択された条例、命令、規則、規制の違反のうち、別の罰則が定められていない違反で有罪判決を受けた者はすべて、初回の違反の場合、100 ドル以上 250 ドル以下の罰金もしくは 7 日以下の禁固刑、又は罰金と禁固刑の両方が科される。24 か月以内に 2 回目の違反で有罪判決となった場合は、250 ドル以上 500 ドル以下の罰金もしくは 15 日以下の禁固刑、又は罰金と禁固刑の両方が科される。3 回目以降の違反（そのすべてが 24 か月以内に行われたもの）で有罪判決となった場合は、500 ドル以上 1,000 ドル以下の罰金もしくは 30 日以下の禁固刑、又は罰金と禁固刑の両方が科される。

第 73 条-a 個人用水上オートバイ及び特殊推進クラフトの規制

1. 個人用水上オートバイ及び特殊推進クラフト

a. 個人用水上オートバイ及び特殊推進クラフトに乗る者は、USCG が承認した個人用浮力装置をしっかりと着用していなければ、操縦してはならない。

3. 違反に対する罰則

(a) 本条に違反したとして有罪判決を受けた者は（本条の第 2 項に違反した場合を除く）、初回の違反の場合、50 ドル以上 200 ドル以下の罰金が科される。24 か月以内に 2 回目の違反で有罪判決となった場合は、100 ドル以上 400 ドル以下の罰金が科される。3 回目以降の違反（そのすべてが 24 か月以内に行われたもの）で有罪判決となった場合は、200 ドル以上 500 ドル以下の罰金、及び水上オートバイの登録が取り消される。

2 イギリスにおける着用義務

商船及び漁船（個人用保護具）規則（MSN 1870 (M+F) Amendment 5 The Merchant Shipping and Fishing Vessels (Personal Protective Equipment) Regulations 1999）において、商業目的の船舶内で以下のような危険な作業に従事する場合には、海事沿岸警備庁（MCA : Maritime and Coastguard Agency）が承認したライフジャケット、又は ISO 規格に適合したライフジャケットを着用することが義務付けられている。

- ① 合理的に予測可能な落下又は海中への流出の危険がある場合
- ② 船上又は船上から露出した位置で作業を実施する場合
- ③ 船内又は船上から行われる作業を実施する場合

なお、商業目的以外の船舶や、船舶以外の水辺のレジャー（海岸・湖・川での水遊び・遊泳、陸上での釣り等）におけるライフジャケットの着用義務は確認できなかったが、王立救命艇協会（RNLI : Royal National Lifeboat Institution）¹⁵や王立ヨット協会（RYA : Royal Yacht Association）¹⁶では、水辺のレジャー時のライフジャケットの着用を推奨している。

< 商船及び漁船（個人用保護具）規則¹⁷（抜粋） >

1. はじめに

- 1.1 商船及び漁船（個人用保護具）規則では、船主及び雇用主に対し、船上で危険な作業に従事する船員及びその他の労働者に個人用保護具を確実に提供することを義務付けている。また、イギリス領海内では、イギリス以外の船舶にも適用される。

付属書 1 : 個人用保護具の規格

12. 合理的に予測可能な落下又は海中への流出の危険がある作業、船上又は船上から露出した位置で実施される作業、船内又は船上から行われる作業の場合

MCA が承認したライフジャケット、又は作業区域を考慮し、以下のいずれかに適合する個人用浮力装置を着用しなければならない。

- ・ 個人用浮力装置（付属品）
安全要件及び試験方法-BS EN ISO 12402-8 : 2020
- ・ 個人用浮力装置（特定用途の救命胴衣及び浮力補助具）
安全要件及び追加試験方法- BS EN ISO 12402-6 : 2020
- ・ 個人用浮力装置（救命胴衣 : レベル 150）
安全要件- BS EN ISO 12402-3 : 2020
- ・ 個人用浮力装置（救命胴衣 : レベル 275）
安全要件- BS EN ISO 12402-2 : 2020

¹⁵ 王立救命艇協会「ライフジャケット」, <https://rnli.org/safety/lifejackets>（アクセス日 : 2024-08-21）

¹⁶ 王立ヨット協会「浮力補助具とライフジャケット」, <https://www.rya.org.uk/knowledge/safety/look-after-yourself/buoyancy-aids-lifejackets>（アクセス日 : 2024-08-21）

¹⁷ 英国政府「MSN 1870 (M+F) Amendment 5 The Merchant Shipping and Fishing Vessels (Personal Protective Equipment) Regulations 1999」, <https://www.gov.uk/government/publications/msn-1870-mf-amendment-5-personal-protective-equipment-regulations-1999/msn-1870-mf-amendment-5-the-merchant-shipping-and-fishing-vessels-personal-protective-equipment-regulations-1999>（アクセス日 : 2024-08-21）

3 フランスにおける着用義務

(1) 海上で使用される船舶等

「船舶の安全及び汚染防止に関する 1987 年 11 月 23 日付省令 (Arrêté du 23 novembre 1987 relatif à la sécurité des navires et à la prévention de la pollution)」の「第 240 条 : 全長 24 メートル以下の船舶における海上でのレジャー航行に適用される安全規則

(Division 240 : Règles de sécurité applicables à la navigation de plaisance en mer sur des embarcations de longueur inférieure ou égale à 24 mètres)」において、海上で使用される船舶や乗り物に乗船する場合、CE マークの表示されたライフジャケットの着用義務が定められている。この着用義務は、船舶等の種類や避難場所からの距離によって異なっており、詳細は表 3 に示す。なお、「避難場所」とは、あらゆる船舶及びその乗組員が、停泊、着岸、接岸することで安全が確保され、支援なしに出発できる海岸上の場所のことを意味する。また、個人用浮力装置の搭載が義務付けられている船舶等においては、「体重 30kg 以下の子供に対するライフジャケットの浮力の基準は、避難場所からの距離に関わらず、100N でなければならない」と規定されている。

表 3 フランスにおける海上でのライフジャケットの着用義務及びその浮力の基準

分類	避難場所からの距離				
	～300m	300m～2マイル (約 3.7km)	2～6 マイル (約 3.7～11.1km)	6～60 マイル (約 11.1～111.1km)	60 マイル (約 111.1km) ～
A	着用義務なし（ただし、船舶等への搭載義務あり）				
B	着用義務なし	航行禁止			
C	着用義務なし	着用義務あり ¹⁸ 50N 以上	航行禁止		
D	着用義務なし	着用義務なし ¹⁹ (ただし、船舶等への搭載義務あり)		航行禁止	
E	着用義務なし	着用義務あり 50N 以上	航行禁止		
F	着用義務あり 50N 以上		着用義務あり 100N 以上	航行禁止	
G	着用義務あり 50N 以上		航行禁止		

※分類 (A～G) ごとの船舶等の種類は表 4 参照

¹⁸ 原則、避難場所から 300m までの航行に限定されている。条件を満たした場合、避難場所から 2 マイルまでの航行が許可される。

¹⁹ 原則、避難場所から 300m までの航行に限定されている。条件を満たした場合、避難場所から 6 マイルまでの航行が許可される。

表 4 表 3 における分類（A～G）ごとの船舶等の種類

分類	船舶等の種類
A	長さ 24m 以下のプレジャーボート（下記分類（B～G）の船舶等を除く）
B	テNDERボート
C	ビーチクラフト - 長さ 2.5m 未満かつ帆で推進する船舶等 - 長さ 2.5m 未満かつ定格出力 4.5 kW 以下の内燃エンジン又は電気モーターで推進する船舶等（水上オートバイを除く） - 長さ 3.5m 未満かつ人力のみで推進する船舶等 - 気密性、安定性、浮遊性に関する要件（Division245 の 4.03 条）を満たさない、長さ 3.5m 未満かつ人力のみで推進する船舶等 - サーフボード
D	ビーチクラフトに該当せず、主に人力で推進される船舶
E	ウインドサーフィン、カイトサーフィン、ジェットサーフ
F	水上オートバイ
G	フライボード

＜船舶の安全及び汚染防止に関する 1987 年 11 月 23 日付省令「第 240 条：全長 24 メートル以下の船舶における海上でのレジャー航行に適用される安全規則」²⁰（抜粋）＞

第 1 章：一般規定

第 240-1.01 条：適用範囲

本条は、全長 24m 以下の個人用又は訓練用のすべての船舶、ボート、プレジャーボートに海上で適用される使用条件、設備、安全に関する条項を定めている。

第 2 章：使用条件

第 240-2.01 条：一般規定

6. 個人用浮力装置の搭載が義務付けられている船舶等では、避難場所からの距離に関係なく、体重 30kg 以下の子供には、浮力 100N の個人用浮力装置が備えられている必要がある。

第 1 節：プレジャーボートの使用条件

第 240-2.03 条：避難場所から 2 マイルまでを航行する船舶：プレジャーボートの基本装備及び安全装備

プレジャーボートの基本装備及び安全装備には、少なくとも次のものが含まれる：

1. 搭乗者 1 人につき：

迅速かつ容易にアクセスでき、少なくとも 50N の浮力を持つ個人用浮力装置

²⁰ フランス共和国 Légifrance 「Arrêté du 23 novembre 1987 relatif à la sécurité des navires et à la prévention de la pollution」, <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000841523>（アクセス日：2024-08-21）

第 240-2.04 条：避難場所から 2 マイル～6 マイルまでを航行する船舶：プレジャーボートの沿岸装備及び安全装備

プレジャーボートの沿岸装備及び安全装備には、少なくとも次のものが含まれる：

3. 少なくとも 100N の浮力を持つ個人用浮力装置を搭乗者の数だけ装備すること。ただし、泳ぎ方を知っていて、実際に次のものを着用している人には、この装備は義務付けられていない：
 - －50N 以上の浮力を持つ個人用浮力装置を着用している場合

第 240-2.05 条：避難場所から 6 マイル～60 マイルまでを航行する船舶：プレジャーボートの半沖合装備と安全装備

プレジャーボートの半沖合装備と安全装備には、少なくとも次のものが含まれる：

1. 第 240-2.04 条で定められた沿岸装備及び安全装備。
 - ただし、以下の条件が適用される：
 - (中略)
 - －150N の浮力を持つ個人用浮力装置を搭乗者数と同数装備しなければならない。

第 240-2.06 条：避難場所から 60 マイル以上を航行する船舶：プレジャーボートの遠洋装備と安全装備

プレジャーボートの遠洋装備と安全装備には、少なくとも次のものが含まれる：

1. 第 240-2.05 条で定められた半沖合装備と安全装備

第 2 節：特定の船舶等の使用条件

第 240-2.08 条：ビーチクラフトの使用条件

1. ビーチクラフトの航行を避難場所から 300m に制限する原則
 - ビーチクラフトは日中のみ航行する。避難場所からの距離は 300m を超えてはならない。基本装備や安全装備の搭載義務はない。
2. ビーチクラフトの航行距離を避難場所から 2 マイルまで延長－活動監督下での基本装備と安全装備
 - ビーチクラフトは、以下の条件をすべて満たす場合、避難場所から 2 マイルまで航行することができる：
 - －航行は、国の機関又はスポーツ大臣によって承認されたスポーツ連盟のメンバーによる組織的な活動の一環として行われること。
 - －スポーツ法典に規定された資格を有するスタッフが水上におり、参加者の安全を確保するために直ちに介入することができること。
 - －50N の浮力を持つ個人用浮力装置を着用する、又は胴体と腹部を保護し、浮力と保温性を備えたネオプレン製ウェットスーツ又はドライスーツを着用すること。

第 240-2.09 条：テンダーボートの使用条件

テンダーボートの航行は、避難場所から 300m までの距離に制限される。運搬船は、避難場所とみなされる。

1. 沿岸の避難場所から 300m までを航行するテンダーボート

沿岸の避難場所から 300m までを航行するテンダーボートは、基本装備や安全装備を搭載する必要はない。ただし、50N の浮力を持つ個人用浮力装置を、テンダーボートに乗船する人数分装備することを推奨する。

第 240-2.10 条：人力のみ、又は主に人力によって推進される船舶の使用条件

1. 人力のみ、又は主に人力によって推進される船舶の航行を避難場所から 300m に制限する原則

人力のみ、又は主に人力によって推進される船舶等は、日中のみ航行する。その航行は、避難場所から 300m までの距離に制限される。基本装備や安全装備を搭載する必要はない。標識のある海水浴場内での航行は固く禁じられている。

2. 航行距離を避難場所から 2 マイルまで延長－人力のみ、又は主に人力によって推進される船舶の基本装備及び安全装備

人力のみ、又は主に人力によって推進される船舶の航行は、以下の条件をすべて満たす場合、避難場所から 2 マイルまで航行することができる：

- －ビーチクラフトの特性を有していないこと。
- －フロートには、転覆した搭乗者がフロートに接触したままボートに乗り込み、単独、又は同伴者の助けを借りて、再び出発することを可能にする装置があること。
- －少なくとも 50N の浮力を持つ個人用浮力装置を搭乗者の人数分装備すること。この装備は、常時着用される場合に限り、胴体と腹部を保護し、浮力と保温性を備えたネオプレン製ウェットスーツ又はドライスーツに置き換えることができる。

3. 航行距離を避難場所から 6 マイルまで延長－人力のみ、又は主に人力によって推進される船舶の沿岸装備及び安全装備

パドルボードを除き、ビーチクラフトではない人力のみ、又は主に人力によって推進される船舶の航行は、以下の条件をすべて満たす場合、避難場所から 6 マイルまで航行することができる：

(中略)

少なくとも 50N の浮力を持つ個人用浮力装置は、以下の条件を満たすネオプレン製ウェットスーツ又はドライスーツに置き換えることができる：

- (a) 50N 以上の浮力を持ち、胴体と腹部を保護すること。

第 240-2.11 条：ウインドサーフィン、カイトサーフィン、ジェットサーフの使用条件
ウインドサーフィン、カイトサーフィン、ジェットサーフは、日中のみ航行する。その航行は、避難場所から 2 マイルまでの距離に限定される。

（中略）

避難場所から 300m 以上の距離にある場合、以下の装備を常に着用する必要がある。

一少なくとも 50N の浮力を持つ浮力補助具（aide à la flottabilité）²¹、又は胴体と腹部を保護し、浮力と保温性を備えたネオプレン製ウェットスーツ又はドライスーツ

第 240-2.12 条：水上オートバイの使用条件

水上オートバイは、日中のみ航行する。1 人乗りの水上オートバイの航行は、避難場所から 2 マイルに制限される。複数人乗りの水上オートバイの航行は、避難場所から 6 マイルに制限される。

避難場所から距離に関係なく、搭乗者は常に以下を着用する必要がある：

個人用浮力装置。この個人用浮力装置の性能は：

- 一避難場所から 2 マイルまでの場合は、50N
- 一避難場所から 2 マイル～6 マイルまでの場合は、100N

第 240-2.13 条：フライボードの使用条件

1. フライボードの航行に関する規則

フライボードは、日中、避難場所から 2 マイルを超えない距離で航行する。

2. フライボードの使用者に関する規則

（中略）

使用者は、常に以下を着用しなければならない：

一ウェットスーツと体型に合った 50N 以上の浮力を持つ浮力補助具（aide à la flottabilité）

第 4 節：特定の装備の特性

第 240-2.16 条：個人用浮力装置の特性及び性能

I. 船舶、ボート、プレジャーボートに搭載される個人用浮力装置は、搭乗者の体型に適合していること。着用していない場合は、迅速かつ容易にアクセスできるように配置すること。

II. 浮力特性により、搭載可能なものは以下のとおり：

一第 311 条に従って承認され、「舵輪（barre à roue）マーク」が表示された救命胴衣
一スポーツ法典の関連規定に準拠し、「CE マーク」が表示された個人用浮力装置

²¹ 本調査においては、浮力補助具（aide à la flottabilité）の着用が義務付けられている場合、ライフジャケットの着用義務があるものと見なした。（以下同様）

（２） 河川や湖沼で使用される船舶等

「内水域を航行又は停泊するプレジャーボートの装備及び安全に関する 2016 年 11 月 23 日付省令（Arrêté du 10 février 2016 relatif au matériel d'armement et de sécurité des bateaux de plaisance naviguant ou stationnant sur les eaux intérieures）」において、河川や湖沼で使用される船舶や乗り物に乗船する場合、CE マークが表示されたライフジャケットの着用義務が定められている。この着用義務は、船舶等の種類や岸からの距離によって異なっており、詳細は表 5 に示す。

表 5 フランスにおける河川や湖沼でのライフジャケットの着用義務及びその浮力の基準

分類	岸からの距離	
	～3,700m	3,700m～
A	着用義務なし（ただし、船舶等への搭載義務あり）	
B	着用義務あり 50N 以上	着用義務あり 100N 以上

表 6 表 5 における分類（A～G）ごとの船舶等の種類

分類	船舶等の種類
A	・長さ 2.5m 以上 20m 未満かつ長さ、幅、喫水²²の積が 100m³を超えないプレジャーボート²³ ・チャーターされたプレジャーボート（長さが 5m～15m の範囲のものに限る）
B	ウインドサーフィン、カイトサーフィン、カヌー・カヤック、スタンドアップパドルボード、フライボード

＜内水域を航行又は停泊するプレジャーボートの装備及び安全に関する 2016 年 11 月 23 日付省令²⁴（抜粋）＞

第 1 章：一般規定

第 1 条：適用範囲

本省令は、船体の長さが 2.5m 以上 20m 未満であり、長さ、幅、喫水の積が 100 m³を超えない船舶、又は第 2 条の第 4、5、6、7、8 項で定義されるレジャー用ボートが、内水域で航行又は停泊している場合に適用される。

²² 「船底」から「船体と水面が交わる線」までの距離のこと。

²³ 個人又は法人がレジャーやスポーツの目的で使用する船舶等のこと。

²⁴ フランス共和国 Légifrance 「Arrêté du 10 février 2016 relatif au matériel d'armement et de sécurité des bateaux de plaisance naviguant ou stationnant sur les eaux intérieures」, <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000032036538/> （アクセス日：2024-08-21）

第2条：定義

2. プレジャーボート又はボート：

個人又は法人がレジャーやスポーツの目的で使用する船舶等のこと。

4. ウインドサーフィン：(略)

5. カイトサーフィン：(略)

6. スタンドアップパドルボード：(略)

7. カヌー・カヤック：(略)

8. フライボード：(略)

10. チャーターされたプレジャーボート：

船体の長さが 5m から 15m で、2007 年 10 月 25 日付省令²⁵で定められた条件下で航行する船舶。

第2章：基本装備及び安全装備

第4条：基本装備及び安全装備の搭載に関する特別規定

以下の船舶は、本省令第5条、第6条、第7条に規定する装備の搭載を要求されない：

ーチャーターされたレジャーボート

ーウインドサーフィン

ーカイトサーフィン

ーカヌー・カヤック

ースタンドアップパドルボード

ーオールのみで推進する船舶

これらの一部の船舶に関しては、本省令第8条、第9条に特別規定が定められている。

第5条：保護された内陸水域における基本装備及び安全装備

附属書Ⅰに定義される「保護された内陸水域」に分類される水域を航行する船舶は、以下の装備を搭載しなければならない：

1. 乗船する各人に対し、附属書Ⅱの規定に準拠した個人用浮力装置、又は実際に着用する場合は、附属書Ⅲの規定に準拠したウェットスーツ又は保護装備。

²⁵ フランス共和国 Légifrance 「Arrêté du 25 octobre 2007 relatif aux conditions de conduite des coques de plaisance nolisés et à la délivrance de l'agrément pour leur nolisage」, <https://www-legifrance-gouv-fr.translate.goog/loda/id/LEGISCTA000006112856/? x tr sl=fr& x tr tl=ja& x tr hl=ja& x tr pto=sc>
(アクセス日：2024-08-21)

附属書 I

「保護された内陸水域」

本省令では、すべての航行可能な内陸水域は、「保護された内陸水域」に分類されるが、「露出した内陸水域」に分類される水域及びジュネーブ湖は例外である。

「露出した内陸水域」

本省令の適用において、「露出した内陸水域」とは、2010 年 12 月 16 日の告示にて、内陸水域のゾーン分けに関する分類及び特定のゾーンに適用される技術要件の補足と緩和に関連してゾーン 2 及びゾーン 3 に分類された水域を指す。前述の告示の適用に基づき、「露出した内陸水域」は以下のように定義される：

- ー ジロンド川：(略)
- ー ロワール川：(略)
- ー ヴィレーヌ川：(略)
- (中略)
- ー タンプル湖

附属書 II：個人用浮力装置の特性

I. プレジャーボートに搭載される個人用浮力装置は、使用者の体型に適しており、以下の特性を満たすものでなければならない：

- ー 岸から 3,700m までを航行する船舶の場合、少なくとも 50N の性能レベル
- ー 岸から 3,700m を超えて航行する船舶の場合、少なくとも 100N の性能レベル

II. 浮力特性に応じて、以下の装備のみ搭載又は着用することができる：

- ー CE マークの付いた個人用浮力装置
- ー 「(1) 海上で使用される船舶等の規則 (第 311 条)」に準拠し、承認された救命胴衣

第 6 条：露出した内陸水域における基本装備及び安全装備

附属書 I に定義される「露出した内陸水域」に分類される水域を航行する船舶は、以下の装備を搭載しなければならない：

1. 「保護された内陸水域」において要求される基本装備及び安全装備

第 3 章：特別規定

第 8 条：チャーターされたプレジャーボートの基本装備及び安全装備

チャーターされたプレジャーボートには、以下の装備品を搭載する：

1. 乗船する各人に対し、附属書 II の規定に準拠した個人用浮力装置

第9条：ウインドサーフィン、カイトサーフィン、カヌー・カヤック、スタンドアップパドルボードの安全装備

1. ウインドサーフィン、カイトサーフィン、カヌー・カヤック、スタンドアップパドルボードの活動において、使用者は、附属書Ⅱの規定に準拠した個人用浮力装置、又は附属書Ⅲの規定に準拠したウェットスーツもしくは保護装備を常に着用しなければならない。

第11条：フライボードの使用に関する規則

3. 使用者は、ウェットスーツ及びその体格に適した 50N 以上の浮力補助具（aide à la flottabilité）を着用する。

（3） その他

船舶や乗り物以外の水辺のレジャー（海岸・湖・川での水遊び・遊泳、陸上での釣り等）におけるライフジャケットの着用義務は、確認できなかった。

フランスでは、各県に国の代表者である地方長官が置かれており、地方長官は、公的秩序、安全の維持、住民の保護に関する任務を担い、警察権を行使して自らが管轄する県の内水の状況等に応じて船舶の航行や停泊、水上レジャー活動の安全等に関する個別の行政命令を発することができる。ライフジャケットの着用に関しては、交通法典（Code des transports）²⁶の第 R.4241-17 条に「個別の行政警察規則は、特定の状況又は航行区域におけるライフジャケットあるいは浮力補助具の着用を義務付けることができる」と定められている。そのため、地方長官は同規定に基づき、状況に応じてライフジャケットの着用を課することができる。

²⁶ フランス共和国 Légifrance 「Code des transports」, https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000023086525/（アクセス日：2024-08-21）

4 オーストラリアにおける着用義務

(1) 船舶等

2016 年海上安全規則 (Marine Safety Regulation 2016) において、以下の対象者は、オーストラリア規格 AS 4758 に適合したライフジャケットを着用することが義務付けられている。この着用義務は、船舶等の種類や航行水域によって異なっており、詳細は表 7 に示す。

表 7 オーストラリアにおけるライフジャケットの着用義務及びその浮力の基準

対象	浮力の基準
12 歳未満の子供が以下の船舶に乗船する場合 (a) 長さ 4.8m 未満の船舶 (b) 長さ 8 m 未満の船舶 (開放水域を航行する場合のみ)	閉鎖水域：レベル 50S 以上 開放水域：レベル 100 以上
長さ 4.8m 未満の船舶に、以下の状況で乗船する者 (a) 夜間 (日没から日の出まで) に航行する (b) 開放水域を航行する (c) 高地水域を航行する (d) その船舶に 12 歳以上の者が同伴していない	
船舶が沿岸砂州を横断する場合	
船長の指示があった場合	
カヌー、カイトボード、セイルボード、帆走専用の船舶に、以下の状況で乗船する者 (a) 夜間 (日没から日の出まで) に航行する (b) 開放水域を航行する (c) 高地水域を航行する (d) その船舶に 12 歳以上の者が同伴していない ※カイトボード、セイルボードに関しては、岸から 400m 以上離れて使用される場合にのみ適用される。	レベル 50S 以上
水上オートバイに乗る者	
船舶にけん引される、又はウェイクボードやウェイクサーフィンを行う者	

表7の「船長の指示があった場合」とは、ニューサウスウェールズ州交通局（Transport for NSW）作成の「ボート・ハンドブック（Boating Handbook）」²⁷によって、以下のようなケースが想定されている。

- 強風、暴風雨、激しい雷雨、又は気象局からその他の悪天候警報が発令されている場合
- 乗客に高齢者、泳げない人、重篤な持病を持つ人がいる場合
- 転覆や波にのまれる危険がある場合 等

また、表7の着用義務に違反した場合、250豪ドルの罰金が科されることになる。

<2016年海上安全規則²⁸（抜粋）>

パート6 安全装備及び設備

第120条 「適切なライフジャケット」の意味

（1）本規則において、適切なライフジャケットとは、以下を指す。

- （a）閉鎖水域（enclosed waters）を航行する船舶の場合、レベル 50S 以上である。
- （b）開放水域（open waters）を航行する船舶の場合、レベル 100 以上である。

第1部 序文

第3条：定義

閉鎖水域（enclosed waters）とは、ニューサウスウェールズ州の陸地内の航行可能な水域を指し、内陸及び沿岸の河川、内陸及び沿岸の湖沼、類似の水域、閉鎖された沿岸の湾及び港湾をいい、別表2及び3に指定された水域を含む。

開放水域（open waters）とは、閉鎖水域ではない航行可能な水域をいう。

- （c）カイトボード、セイルボード、カヌー、水上オートバイ、帆走専用の船舶（off-the-beach vessel）があらゆる水域を航行する場合、ライフジャケットはレベル 50S 以上であること。
- （d）船舶にけん引されている者、船舶からウェイクボードやウェイクサーフィンをしている者（ロープを使用しているか否かを問わない）の場合、ライフジャケットはレベル 50S 以上であること。

²⁷ ニューサウスウェールズ州政府「Boating Handbook」, <https://www.nsw.gov.au/driving-boating-and-transport/waterways-safety-and-rules/resources/boating-handbook>（アクセス日：2024-08-21）

²⁸ ニューサウスウェールズ州政府 NSW legislation「Marine Safety Regulation 2016」, <https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/current/sl-2016-0308#statusinformation>（アクセス日：2024-08-21）

- (2) 以下のライフジャケットは、本規則の目的上、適切なライフジャケットではない。
- (a) ライフジャケットの浮力が、口からの膨張（口で空気を入れて膨らませる）だけに依存している。
 - (b) ライフジャケットのサイズが着用者の体型に合っていない。
 - (c) ライフジャケットの状態が良くない。

(4) 本条において：

レベル 50S とは、オーストラリア規格 AS 4758 の性能レベル 50S に適合するライフジャケットで、附則 7 に規定された要求事項に適合するものをいう。

レベル 100 とは、オーストラリア規格 AS 4758 の性能レベル 100 に適合するライフジャケットで、附則 7 に規定された要求事項に適合するものをいう。

第 3 部 ライフジャケットの着用義務

第 122 条 適用

第 3 部は、次のものに適用される。

- (a) 航行可能な水域におけるすべてのレジャー用船舶
- (b) 航行可能な水域における国法に基づくレンタル及びドライブ船舶

第 123 条 特定の船舶におけるライフジャケットの着用義務

(1) 本条項は、次の船舶に適用される。

- (a) カヌー
- (b) カイトボード
- (c) セイルボード
- (d) 全長 4.8m 未満の船舶
- (e) 帆走専用の船舶

(1 A) 本条項は、カイトボード及びセイルボードに関して、これらの船舶が海岸から 400m 以上離れて使用される場合にのみ適用される。

(2) 本条項が適用される船舶に乗船する各人は、適切なライフジャケットを着用しなければならない。

- (a) 船舶が日没から日の出までの間に運航されている場合
- (b) 開放水域で運航している場合
- (c) 船舶が高地水域 (alpine waters) で運航されている場合
- (d) その船舶に 12 歳以上の者が同伴していない場合

第1部 序文

第3条：定義

高地水域（alpine waters）とは一

（a）次のいずれかの水域をいう。

（i）バリンジャック湖

（中略）

（b）コジオスコ国立公園の境界内にあるすべての航行可能な水域

第124条 沿岸砂州を横断する際のライフジャケットの着用義務

（1）船舶が沿岸砂州を横断する場合には、適切なライフジャケットを着用しなければならない。

第125条 水上オートバイに乗る場合のライフジャケットの着用義務

（1）水上オートバイに乗る者は、適切なライフジャケットを着用しなければならない。

第126条 12歳未満の子供におけるライフジャケットの着用義務

（1）12歳未満の子供は、以下の場合、適切なライフジャケットを着用しなければならない。

（a）長さ4.8m未満の船舶に乗船している。

（b）長さ8m未満の船舶で、開放水域を航行している。

（2）船舶の運航者は、船舶に乗船する12歳未満の子供に適切なライフジャケットを着用させなければならない。

第127条 船舶にけん引される場合、又はウェイクボードやウェイクサーフィンを行う場合のライフジャケットの着用義務

（1）船舶にけん引される場合、又は船舶からウェイクボードやウェイクサーフィンをする場合（ロープを使用しているか否かを問わない）、適切なライフジャケットを着用しなければならない。

第128条 船長の指示に基づくライフジャケットの着用義務

船舶に乗船している者は、船長から指示をされた場合、適切なライフジャケットを着用しなければならない。

パート 7

第 135 条 違反通知に関する罰則及び罰則

- (a) 本規則の規定によって生じる各違反（附則 9）は、違反通知を行うことができる。
- (b) その違反に対して定められた罰金は、附則 9 に指定された額である。

附則 9 違反通知対象の違反

本規則に基づく違反

対象条項	罰則のレベル
第 123 条 (2) or (3)	2
第 124 条 (1) or (4)	2
第 125 条 (1) or (2)	2
第 126 条 (2)	2
第 127 条 (1) or (2)	2
第 128 条	2

- (5) 本規則において、罰金額は次のレベルで表される－

レベル 1 とは 100 豪ドルを意味する。

レベル 2 とは 250 豪ドルを意味する。

レベル 3 とは 500 豪ドルを意味する。

レベル 4 とは 750 豪ドルを意味する。

レベル 5 とは 1,500 豪ドルを意味する。

レベル 6 とは 5,000 豪ドルを意味する。

(2) ロックフィッシング（磯釣り）

2016 年ロックフィッシング安全法 第 66 号（Rock Fishing Safety Act 2016 No 66）において、ロックフィッシングを行う以下の対象者は、オーストラリア規格 AS 4758 に適合したライフジャケットを着用することが義務付けられている。

- ① 12 歳未満（浮力の基準：レベル 100 以上）
- ② 12 歳以上（大人含む）（浮力の基準：レベル 50S 以上）

また、上記の着用義務に違反した場合、100 豪ドルの罰金が科されることになる。

<2016 年ロックフィッシング安全法 第 66 号²⁹ (抜粋) >

第 5 条 危険性の高い場所におけるライフジャケットなしでのロックフィッシング

- (1) 何人も、適切なライフジャケットを着用していない限り、高リスクのロックフィッシング場所において、竿と釣り糸又は手釣りによって魚を取る、又はそのような方法で魚を取る人を助けてはならない（魚を陸揚げする人を助けるために手持ち網を使用する等）
- (2) 何人も、適切なライフジャケットを着用していない限り、高リスクのロックフィッシング場所において、その人の監督下にある子供（12 歳未満）に、竿と釣り糸又は手釣りによって魚を取る、又はその方法で魚を取る人を助けることを許可してはならない。

附則 1

第 3 条 移行規定－適切なライフジャケット

- (1) 本規則に別段の定めがあるまで、本法における「適切なライフジャケット」とは、以下のライフジャケットを指す。
 - (a) 子供の場合、オーストラリア規格 AS 4758 の性能レベル 100 以上であり、2016 年海上安全規則の附則 7 に規定された要求事項に適合するものをいう。
 - (b) その他の場合、オーストラリア規格 AS 4758 の性能レベル 50S 以上であり、2016 年海上安全規則の附則 7 に規定された要求事項に適合するものをいう。

第 4 条 移行規定－違反通知

規則が別途定めるまでは：

- (a) 第 5 条（危険性の高い場所におけるライフジャケットなしでのロックフィッシング）に基づく違反は、違反通知を発行することができる違反とみなされる。
- (b) 違反通知に基づく罰金は、100 豪ドルである。

(3) その他

船舶や乗り物、ロックフィッシング以外の水辺のレジャー（海岸・湖・川での水遊び・遊泳、磯釣り以外の陸上での釣り等）におけるライフジャケットの着用義務は、確認できなかった。

²⁹ ニューサウスウェールズ州政府 NSW legislation 「Rock Fishing Safety Act 2016 No 66」, <https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-2016-066> (アクセス日：2024-08-21)

第2 レジャー時に着用するライフジャケット等の規格・基準³⁰

1 主な規格・基準

調査対象国において確認できたレジャー時に着用するライフジャケットの主な規格・基準を表8に示す。

表8 調査対象国におけるライフジャケット等の主な規格・基準

国／地域	規格・基準番号等			規格等名称
日本	桜マーク			小型船舶用救命胴衣の型式承認試験基準 小型船舶用浮力補助具の型式承認試験基準
	CS マーク			レジャー用ライフジャケットの性能確認試験基準
	RAC マーク			RAC 川育ライフジャケット認定規則
国際基準	ISO	レベル 50	ISO 12402-5	Personal flotation devices – Part 5 : Buoyancy aids (level 50) – Safety requirements 個人用浮力装置 – パート 5 : 浮力補助具 (レベル 50) – 安全要件
			ISO 12402-9	Personal flotation devices – Part 9: Evaluation 個人用浮力装置-パート 9 : 試験方法
アメリカ	USCG 認証	固型式	46 CFR 160.264	Title 46 of the Code of Federal Regulations 連邦規則集タイトル 46
		膨脹式	46 CFR 160.276	
		レベル 70 レベル 50	UL12402-5	Personal Flotation Devices – Part 5 : Buoyancy Aids (Level 50) – Safety Requirements 個人用浮力装置 – パート 5 : 浮力補助具 (50 レベル) – 安全要件
			UL12402-9	Personal Flotation Devices – Part 9 : Test Methods 個人用浮力装置 – パート 9 : 試験方法
フランス イギリス (欧州)	(EU) CE マーク	レベル 50	EN ISO 12402-5	Personal flotation devices – Part 5 : Buoyancy aids (level 50) – Safety requirements 個人用浮力装置 – パート 5 : 浮力補助具 (50 レベル) – 安全要件
	(英) UKCA マーク 等		EN ISO 12402-9	Personal flotation devices – Part 9: Evaluation 個人用浮力装置 – パート 9 : 試験方法
オーストラリア	レベル 50 レベル 50S		AS 4758.1 : 2022	Lifejackets, Part1 : General requirements ライフジャケット、パート 1 : 一般要求事項
			AS 4758.3 : 2022	Lifejackets, Part 3: Test methods ライフジャケット、パート 3 : 試験方法

※主に浮力 100N 未満のものについて記載

³⁰ 本項では、各規格・基準のライフジャケットに係る主な内容を要約している。製品の種類や特定の部位に関して、別途規定が設けられている場合がある。詳細は各規格・基準（原本）参照。

(1) ISO 12402

ISO 規格とは、国際標準化機構 (ISO : International Organization for Standardization) が策定する規格のことを指す。ISO は、各国の標準化機関が加盟する非政府組織であり、幅広い分野において、国際的に統一された規格を策定している。

ISO 規格のうち、レジャー時に使用するライフジャケットに関する規格としては、「ISO12402 シリーズ」が該当する。当該規格では、仕事やレジャーにおいて、水中や水辺で活動する人に向けた個人用浮力装置 (PFD : Personal Flotation Devices) が対象であり、この規格に基づいて製造、選択、維持された PFD は、「水中に落水した場合の安全性を合理的に保証するもの」とされている。また、ISO 12402 は「Personal Flotation Devices (個人用浮力装置)」という総称のもと、パート 2 からパート 10 で構成され、例えば「パート 5 : 浮力補助具 (レベル 50) - 安全要件」のように、PFD の性能レベルに応じて安全要件が定められている (ISO12402 シリーズの構成は、「(3) UL 12402 表 9」参照)。

<ISO 12402 における PFD の性能レベルについて>

① レベル 275 :

主に厳しい天候や海象条件下の沖合での使用を目的としている。ライフジャケットの反転機能に悪影響を与える空気を閉じ込めた衣服を着用している場合や重い物を運ぶ必要がある場合等、高い浮力が必要な状況にも適している。水着を着用してテストした場合、意識を失った使用者に対し、口と鼻を水面上に向ける能力を有している。衣服を着た使用者が積極的に動かなくとも、この状態の姿勢を維持することができる。

② レベル 150 :

一般的な沖合や荒れた水域での使用を目的としている。水着を着用してテストした場合、意識を失った使用者に対し、口と鼻を水面上に向ける能力を有している。衣服を着た使用者が積極的に動かなくとも、この状態の姿勢を維持することができる。

③ レベル 100 :

穏やかな水域や静かな水域で使用することを目的としており、使用者が救助を待つ必要がある状況を想定している。水着を着用してテストした場合、口と鼻を水面上に保つための若干の転覆防止能力がある。衣服を着た使用者が積極的に動かなくとも、この状態の姿勢を維持することができる。

④ レベル 50 :

周囲に救助者又は救助手段があり、泳ぐことができる人の使用を意図している。この PFD は、かさばらない設計であるが、使用者が積極的に行動する必要がある、長時間にわたって使用者を安全に保つことは期待できない。水着を着用してテストした場合、この PFD は、口と鼻を水面上に保つ姿勢をサポートする。衣服を着た状態でも、この姿勢を維持できる。

(2) USCG 承認

アメリカにおいては、アメリカ沿岸警備隊（USCG : United States Coast Guard）が承認したライフジャケットの着用が義務付けられており、USCG が承認する PFD は商用、レジャー用、投てき用の3つに分類されている。この中で、レジャー用は、有償旅客を乗せていない長さ 40 フィート未満の商船やレジャーボートで使用することを目的とした浮力補助具が対象とされている。

USCG が公開している情報³¹によると、レベル 70 の固型式ライフジャケットは、「連邦規則集タイトル 46 (46 CFR : Title 46 of the Code of Federal Regulations) ³²」のサブパート「160.264」、膨脹式ライフジャケットは同規則のサブパート「160.276」に基づいて承認されている。また、USCG は、「2018 年 8 月 1 日より、UL12402-5 に準拠し、UL12402-9 に従ってテストされたレベル 70 の PFD を認め、それらの PFD に USCG の承認を発行する」としている。

今回、同規則について調査した結果、USCG は 2023 年 4 月 7 日に「ライフジャケット承認の調和 (Lifejacket Approval Harmonization) ³³」と題した 46CFR の改訂案を提出しており、この中で、レベル 50 及びレベル 70 の PFD を承認するための新しいサブパート「160.264」及び「160.276」の追加を提案していることが分かった。さらに、レベル 100 の PFD を承認するための新しいサブパート「160.255」の追加も提案されており、「この改訂によって、新しい基準で承認されたレベル 50、レベル 70、レベル 100 の PFD の使用が許可されることになる」と記載されている。なお、この改定案が正式に採用されたかどうか、今回の調査では確認することができなかったが、前述のとおり、レベル 70 の PFD については「160.264」及び「160.276」に基づいて承認されているようである。

上記のように、アメリカではレベル 50、レベル 70、レベル 100 の PFD に関する新しい規則が追加される動きが見られている。アメリカではこれまで、PFD をタイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢのように「タイプ別」で区別していたが、ISO 規格に基づいた「レベル別」での分類を導入している。現在、USCG が公表している「レジャー用ボート PFD の選択 (Recreational Boating PFD Selection) ³⁴」では、どのような場合にどのタイプの PFD を選択すればよいか、タイプ別に PFD の説明が掲載されている（タイプ別の PFD の違いについては、「(3) UL 12402」を参照）。なお、このページの注釈に、「USCG は、PFD 関係者と協力して、PFD の分類と表示を見直している。作業が完了した際には、情報が更新され、理解しやすくなることが期待される」と記載されていることを確認した。

³¹ USCG 「Personal Flotation Devices」, <https://www.dco.uscg.mil/CG-ENG-4/PFD/> (アクセス日: 2024-08-22)

³² Code of Federal Regulations (CFR : 連邦規則集) とは、連邦政府の省庁及び機関が連邦官報に掲載した一般規則及び恒久規則を成文化したもの。

³³ 国立公文書館「Lifejacket Approval Harmonization」, <https://www.federalregister.gov/documents/2023/04/07/2023-06504/lifejacket-approval-harmonization> (アクセス日: 2024-08-22)

³⁴ USCG 「PFD SELECTION, USE, WEAR & CARE」, <https://www.dco.uscg.mil/CG-ENG-4/PFDSel/> (アクセス日: 2024-08-22)

(3) UL 12402

UL 規格とは、アメリカ保険業者安全試験所（UL：Underwriters Laboratories Inc.）が策定する規格のことを指す。UL は、安全規格の開発やそれに準じた製品試験等を実施している民間の組織であり、製品の安全性や性能等を評価するための規格を策定している。

UL 規格のうち、レジャー時に使用するライフジャケットに関する規格としては、「UL 12402 シリーズ」が該当する。ISO 12402 はパート 2 からパート 10 で構成されているが、UL 規格としては、パート 4、パート 5、パート 6、パート 9 の 4 つを確認することができた。

表 9 ISO12402 シリーズと UL12402 シリーズの比較

ISO12402 シリーズ	UL12402 シリーズ
パート 2：救命胴衣、性能レベル 275 －安全要件	確認できず
パート 3：救命胴衣、性能レベル 150 －安全要件	パート 3：救命胴衣、性能レベル 150 －安全要件 ³⁵
パート 4：救命胴衣、性能レベル 100 －安全要件	パート 4：救命胴衣、性能レベル 100 －安全要件
パート 5：浮力補助具（レベル 50）－安全要件	パート 5：浮力補助具（レベル 50）－安全要件
パート 6：特殊用途の救命胴衣及び浮力補助具 －安全要件及び追加試験方法	パート 6：特殊用途の救命胴衣及び浮力補助具 －安全要件及び追加試験方法
パート 7：材料と部品－安全要件と試験方法	確認できず
パート 8：付属品－安全要件と試験方法	確認できず
パート 9：試験方法	パート 9：試験方法
パート 10：個人用浮力装置及びその他関連 装置の選定と適用	確認できず

<アメリカにおける PFD の性能レベルについて>

1. タイプ別

① タイプⅠ：

最も浮遊性の高い PFD であり、悪天時の沖合でも活用できる。着用者が意識を失っても、水中で仰向けにするように設計されている。

② タイプⅡ：

内陸水域での使用を想定している。意識を失った着用者を仰向けにすることもあがあるが、必ずしもその機能は保証されない。

③ タイプⅢ：

内陸水域でのウォータースポーツに適している。仰向けにする機能はない。

³⁵ ただし、現在提案段階（UL CSDS Proposal）であり、UL によって正式に発行された規格ではない。

④ タイプⅣ：

着用するタイプではなく、水中にいる人に投げることを想定し、助けが到着するまでの使用を意図している。

2. レベル別

① レベル 100：

穏やかな水域や静かな水域で使用することを目的としており、使用者が救助を待つ必要がある状況を想定している。水着を着用してテストした場合、口と鼻を水面上に保つための若干の転覆防止能力がある。衣服を着た使用者が積極的に動かなくとも、この状態の姿勢を保つことを目的としている。

② レベル 70：

救助が近くにある、又は岸や水辺に近い人が使用することを目的としている。この PFD は、かさばらないが、乱れた水域で使用者を長時間安全に保つことは期待できない。子供用 PFD については、水着を着用してテストした場合、口と鼻を水面上に保つ姿勢にする若干の転覆防止機能がある。

③ レベル 50：

救助が近くにあり、救助手段がある人や泳ぐことができる人が使用することを目的としている。この PFD は、かさばらないが、使用者が自ら積極的に行動する必要があり、長時間の安全性は期待できない。

3. その他

「(2) USCG 承認」に記載したとおり、USCG は 2023 年 4 月 7 日に提案した 46CFR の改訂案の中で、レベル 50、レベル 70、レベル 100 の PFD を承認するための新しいサブパートの追加を提案している。UL 規格 (UL12402 シリーズ) には、レベル 150 及びレベル 275 の PFD についても記載があるが、USCG がこれらのレベルについても承認しているかどうか、確認することはできなかった。

また、UL 規格の個別要求事項として、「レベル 70」の PFD が追加されている。このレベルの PFD は、「タイプⅢ」と同様の特徴を備えており、ウォータースポーツ活動やレクリエーション活動に適している。

(4) EN ISO 12402 (CE マーク、UKCA マーク)

EN 規格は、欧州標準化委員会 (CEN : European Committee for Standardization)、欧州電気標準化委員会 (CENELEC : European Committee for Electrotechnical Standardization)、欧州電気通信標準化機構 (ETSI : European Telecommunications Standards Institute) の3つの組織が策定する規格を指す。これらの規格は欧州の統一規格であり、加盟国は、EN 規格を自国の国家規格として採用することが義務付けられている。

EN 規格のうち、レジャー時に使用するライフジャケットに関する規格としては、「EN ISO 12402 シリーズ」が該当する。当該規格は、ISO 12402 に準じて策定されており、ISO 規格の要件が修正及び追加されることなく、EN 規格として採用されている。

また、ISO 規格と同様、「EN ISO 12402 シリーズ」においても「Personal Flotation Devices (個人用浮力装置)」という総称のもと、パート 2 からパート 10 で構成されている。

<CE マークと UKCA マークについて>

① CE マーク (EU)

EU で販売される指定製品が EU の基準に適合していることを表示するマーク。製品に CE マークを表示することは、その製品が該当するすべての EU 指令等に適合していることを示す。

「第1 - 3 フランスにおける着用義務」に記載したとおり、フランスでは CE マークの表示されたライフジャケットの着用が義務付けられている。また、EN ISO 12402 によると、この規格の要件を満たすことで、「個人用保護具規則 (Personal Protective Equipment Regulation) (EU) 2016/425」に適合しているとみなされるとされている。

② UKCA マーク (イギリス)

イギリスで販売される指定製品が同国の基準に適合していることを表示するマーク。UKCA マークは、同国が EU を離脱した後、CE マークに代わり導入された。当初、CE マークから UKCA マークへの移行期間が設けられていたが、イギリス政府は、「CE マークを含む、現行の EU 要求事故の承認を継続するための法案を提出した」と発表している³⁶。これにより、企業がイギリスで製品を販売する際、UKCA マーク又は CE マークのどちらを使用するか柔軟に選択できるようになるという。

³⁶ イギリス政府「Using the UKCA marking」, <https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukca-marking> (アクセス日：2024-08-23)

(5) AS 4758

AS 規格は、オーストラリア規格協会 (Standards Australia) が策定する規格を指す。これらの規格は、必ずしも法的に強制されるものではないが、政府が AS 規格を法的要件として組み込む場合もある。

AS 規格のうち、レジャー時に使用するライフジャケット等に関する規格としては、「AS 4758 シリーズ」が該当する。当該規格は、仕事やレジャー活動中に、水中や水辺で活動する人に向けたライフジャケットの要求事項等に関して定められている。また、AS 4758 は「Lifejackets (ライフジャケット)」という総称のもと、パート 1 からパート 3 で構成されている。

<AS 4758 シリーズについて>

- パート 1 : 一般要求事項
- パート 2 : 材料及び部品 - 要求事項及び試験方法
- パート 3 : 試験方法

「パート 1 : 一般要求事項」の序文には、「ISO 12402 のパート 2 からパート 6 に基づいている (ただし、ISO 規格と同等ではない)」と記載されている。

<オーストラリアにおける PFD の性能レベルについて>

1. レベル別

① レベル 275 :

主に沖合での使用、又は重量物 (道具や設備等) を持ち運び、追加の浮力を必要とする人向けのものである。また、ライフジャケットの反転機能に悪影響を与える空気を閉じ込めた衣服を着用している場合にも有効である。口と鼻を水面から離し、顔を上げた状態で浮くことができるように設計されている。

② レベル 150 :

一般及び沖合での使用を目的としている。意識のない使用者を仰向けの姿勢にするよう設計されている。

③ レベル 100 :

沿岸での使用に最低限必要なものであり、岸が見える水域での一般的な使用を目的としている。使用者を仰向けの姿勢にするよう設計されている。

④ レベル 50 :

堤防や岸辺に近い場所にいる、又は周囲に救助者がいる状況で、泳ぐことができる人の使用を意図している。使用者を仰向けの姿勢にするためのものではなく、使用者が積極的に動く必要がある。

⑤ レベル 50S :

レベル 50 と基本的な要件は同じであり、視認性の要件のみ異なっている。レベル 50 では、視認性の高い鮮やかな色が求められているが、レベル 50S では視認性に関する要件はなく、ライフジャケットの色は問わないとされている。

⑥ レベル 25 :

スポーツや競技等の特定の専門的な活動において、堤防や岸辺に近い場所にいる、又は周囲に救助者がいる状況で、泳ぐことができる人が使用するためのものである。使用者を仰向けの姿勢にするためのものではなく、使用者が積極的に動く必要がある。

2. その他

オーストラリアのライフジャケットの着用義務は、2016 年海上安全規則 (Marine Safety Regulation 2016) において定められている。この規則が導入される以前は、現在のレベル別ではなく、タイプ別 (タイプ 1、2、3) でライフジャケットを分類していた。2016 年に同規則が導入されたことで、「タイプ 1」が「レベル 100 以上」、「タイプ 2」が「レベル 50」、「タイプ 3」が「レベル 50S」へと置き換わっている。

また、オーストラリアでは、スポーツや競技等の専門的な活動で使用することを目的とした「レベル 25」についても導入されている。

(6) その他

イギリスでは 1990 年代に BS EN 規格 (EN 規格をイギリスの国家規格として採用したもの) の中にライフジャケットに関する 4 つの規格が制定されていた (表 10 参照)。しかし、2006 年に国際規格である「ISO 12402 シリーズ」でライフジャケットに関する規格が制定されたことから、BS EN 規格は、段階的にこの ISO 規格に置き換わった。現在では、ライフジャケットに関する BS EN 規格はすべて廃止されている。

表 10 国内基準と比較する主な海外規格

旧 BS EN 規格	規格名	現在の ISO 規格	規格名
BS EN 393	救命胴衣と個人用浮力補助具 －浮力補助具－50 N	ISO12402-5	浮力補助具 (レベル 50) －安全要件
BS EN 395	救命胴衣と個人用浮力補助具 －救命胴衣 100	ISO12402-4	救命胴衣、性能レベル 100 －安全要件
BS EN 396	救命胴衣と個人用浮力補助具 －救命胴衣 150	ISO12402-3	救命胴衣、性能レベル 150 －安全要件
BS EN 399	救命胴衣と個人用浮力補助具 －救命胴衣 275	ISO12402-2	救命胴衣、性能レベル 275 －安全要件

2 国内基準との比較

固型式ライフジャケットの国内基準である「小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼吸併用式以外のもの）の型式承認試験基準（以下、型式承認試験基準）」と主な海外規格（表 11 参照）について、それぞれの規定内容³⁷を比較し、表 12～表 18 に示す。

表 11 国内基準と比較する主な海外規格

調査対象国	分類	規格		比較レベル
アメリカ	安全要件	UL 12402-5	Personal Flotation Devices - Part 5 : Buoyancy Aids (Level 50) - Safety Requirements	レベル 70
	試験方法	UL 12402-9	Personal Flotation Devices - Part 9 : Test Methods	
イギリス フランス (欧州)	安全要件	EN ISO 12402-5	Personal Flotation Devices - Part 5 : Buoyancy Aids (Level 50) - Safety Requirements	レベル 50
	試験方法	EN ISO 12402-9	Personal Flotation Devices - Part 9 : Evaluation	
オーストラ リア	安全要件	AS 4758.1	Lifejackets, Part 1 : General requirements	レベル 50S
	試験方法	AS 4758.3	Lifejackets, Part 3 : Test methods	

<海外規格の選定理由及び比較するレベルについて>

① アメリカ

UL 規格は、ISO 規格に準じる形で「UL 12402 シリーズ」が定められている。そのため、国内だけでなく ISO 規格に準拠している欧州（下記②）と比較する上でも、この「UL 12402 シリーズ」を選定した。また、アメリカでは、レジャー用のライフジャケットとして「レベル 70」の製品が多く販売されている³⁸。そのため、本項では、「レベル 70」の要件についてまとめている。

② イギリス・フランス（欧州）

イギリス及びフランスの規格としては、ISO 規格に準じて策定された「EN ISO 12402 シリーズ」が該当する。本項では、フランスのレジャー用ライフジャケットの最小浮力基準である「レベル 50」の要件についてまとめている。

③ オーストラリア

オーストラリアの規格としては、「AS 4758 シリーズ」が該当する。本項では、オーストラリアのレジャー用ライフジャケットで一般的な活動に使用する最小浮力かつ最少要件の基準である「レベル 50S」の要件についてまとめている。

³⁷ 比較する規定内容は、各規格・基準における固型式ライフジャケットに係る主な内容を抜粋し、要約している。製品の種類や特定の部位、特定の使用範囲ごとに別途規定が設けられている場合がある。詳細は各規格・基準（原本）参照。

³⁸ BoatUS Foundation 「Life Jackets are for Everyone」, <https://www.boatus.org/life-jackets>（アクセス日：2024-08-26）

(1) 浮力試験

浮力試験に関する規定内容の比較を表 12 に示す。国内基準と海外規格を比較すると、以下の点で差がある。

＜浮力試験の国内基準と海外規格の差＞				
対象規格	最低浮力			試験方法
国内基準	使用者の体重によらず一定 ※鉄片 7.5kg 吊り下げ（浮力約 65N 相当）			・鉄片 7.5kg を吊り下げ淡水で 24 時間以上浮き続けられるか確認
海外規格	使用者の体重により異なる			・ウェイトゲージに入れて淡水に沈め約 24 時間経過後の浮力を測定 ・UL 規格、EN 規格は初期浮力も測定（浮力損失の割合に要件あり）
	(例)	UL 規格 (レベル 70)	EN 規格 (レベル 50)	
	体重 75kg	70N	50N	
	体重 50kg	60N	40N	

表 12 主な国内と海外の規格・基準の「浮力試験」に関する規定内容の比較

対象	型式承認試験基準 (膨脹式及び呼吸併用式以外のもの)	UL 12402-5/UL 12402-9 (レベル 70)	EN ISO 12402-5/EN ISO 12402-9 (レベル 50)	AS 4758.1/AS 4758.3 (レベル 50S)
試験方法	1 個の供試体に質量 7.5kg（体重が 40kg 未満の小児用のものにあつては 5 kg、体重が 15kg 未満の小児用のものにあつては 4 kg）の鉄片を吊り下げて淡水に浮かべる。	① PFD をウェイトケージに収め、温度 $20 \pm 5^{\circ}\text{C}$ の淡水中で、水平に配置された PFD の上面が水面下 100mm～150mm に沈むようにする。この時の重量を「A」とする。 ② PFD を水中に 24.0 ± 0.5 時間保持する。その後、再度 PFD の重量を測定する。この時の重量を「B」とする。 ③ PFD をウェイトケージから取り出し、空のケージを再び水中に入れ、重量を測定する。この時の重量を「C」とする。 ※ 初期測定値：C－A ※ 24 時間後の測定値：C－B		① 温度 22°C 以下の水槽（淡水）の水面下 100mm～150mm のところに、ウェイトケージを吊るす。この時の重量を「 m_1 」とする。 ② 水中からケージを取り出し、ライフジャケットを入れる。 ③ 再度、ケージを水面下 100mm～150mm のところに吊るす。 ④ 24 ± 0.5 時間後に重量を測定する。この時の重量を「 m_2 」とする。 ⑤ 以下の式から浮力を計算する。 $9.8 (m_1 - m_2)$
要件	24 時間以上浮き続けられること。	・表 13 に示す浮力を下回らないこと。 ・浮力の初期測定値と 24 時間後の測定値を比較したとき、浮力の損失は 5%未満であること ³⁹ 。		表 15 に示す浮力を下回らないこと。

³⁹ ただし、発泡浮力材（foam buoyancy material）が ANSI/UL1191 に準拠する場合は、「最終的な浮力差は 5%を超えてもよいが、UL 規格における最低浮力（別途規定あり）に準拠すること」と定められている。

表 13 使用者の体重に応じた最低浮力（UL 規格：レベル 70（レベル 50：参考））

レベル	パラメーター	使用者					
		幼児	子供	大人			
	使用者の体重 [kg]	≤ 15	> 15 to 25	> 25 to 40	> 40 to 60	> 60 to 70	> 70
70	最低浮力 F [N]	30	30	50	60	65	70
50	最低浮力 F [N]	—	—	35	40	45	50

表 14 使用者の体重に応じた最低浮力（EN 規格：レベル 50）

パラメーター	使用者				
	子供	大人			
使用者の体重 m [kg]	$25 < m \leq 40$	$40 < m \leq 50$	$50 < m \leq 60$	$60 < m \leq 70$	$m > 70$
最低浮力 F [N]	35	40	40	45	50

表 15 ライフジャケットの最低浮力（AS 規格：レベル 50S（レベル 25：参考））

レベル	最低浮力 [N]						
	子供 [kg]			大人 [kg]			
	> 10 to 15	> 12 to 25	> 22 to 40	> 40 to 50	> 50 to 60	> 60 to 70	> 70
50S	20	22	35	40	40	45	50
25	20	22	25	28	30	32	35

(2) 強度試験（水平強度及び垂直強度）

強度試験に関する規定内容の比較を表 16 に示す。国内基準と海外規格を比較すると、荷重を加える時間に差がある。また、海外規格では「ライフジャケットの損傷」だけでなく、「調整用部品の滑りが 25mm 未満であること」という要件も課されている。

海外規格においては、試験方法や要件の類似性は高いが、試験条件（荷重量や荷重を加える時間等）に若干の違いが見られた。AS 規格では大人用と子供用で試験条件は同じであるが、UL 規格及び ISO 規格では大人用と子供用（UL 規格の場合、幼児用も追加）で荷重量が異なっている。

表 16 主な国内と海外の規格・基準の「強度試験」に関する規定内容の比較

対象		型式承認試験基準 (膨脹式及び呼吸併用式以外のもの)	UL 12402-5/UL 12402-9 (レベル 70)	EN ISO 12402-5/EN ISO 12402-9 (レベル 50)	AS 4758.1/AS 4758.3 (レベル 50S)
水平強度	試験方法	供試体を 2 分間水中に浸漬させた後、人が着用するのと同じ要領で紐等を締める。着用者の胴体を締め付ける部分に 2000N 以上（小児用の場合、1300N 以上）の荷重を 30 分間加える。	① ライフジャケットを規定の試験装置に吊り下げ、 20 ± 2 N の試験前荷重を加える。 ② 調整用部品 ⁴⁰ の位置を記録する。 ③ 大人用の場合 2,000N 以上、子供用の場合 1,000N 以上、幼児用の場合 510N（複数の留め具があるライフジャケットが対象 ⁴¹ ）の荷重を加え、規定時間維持する。 ④ 損傷がないこと及び調整用部品の滑りを測定する。	① ライフジャケットを規定の試験装置に吊り下げる。 ② 調整用部品の位置を記録する。 ③ 大人用の場合 2,000N 以上、子供用の場合 1,000N 以上の荷重を加え、5 分間維持する。 ④ 損傷がないこと及び調整用部品の滑りを測定する。	① ライフジャケットを規定の試験装置に吊り下げ、 20 ± 2 N の試験前荷重を加える。 ② 調整用部品の位置を記録する。 ③ 1,000N 以上の荷重を加え、10 分間維持する。 ④ 損傷がないこと及び調整装置の滑りを測定する。 ⑤ ライフジャケットを淡水に 24 時間浸した後、①から④までの手順を繰り返す。
	要件	損傷しないこと。	- 縫い目の分離や破損、ジッパー、バックル等の破損がないこと。 - 調整用部品の滑りが 25mm 未満であること。	- ライフジャケットに構造的な損傷がないこと。 - 調整用部品の滑りが 25mm 未満であること。	- ライフジャケットに構造的な損傷がないこと。 - 調整用部品の滑りが 25mm 未満であること。

⁴⁰ ライフジャケットのフィット感やサイズを調整するために使われる部品等のこと。

⁴¹ 単一留め具の場合、大人用の場合 1,300N 以上、子供用の場合 1,000N 以上、幼児用の場合 510N 以上と定められている。

対象		型式承認試験基準 (膨脹式及び呼吸併用式以外のもの)	UL 12402-5/UL 12402-9 (レベル 70)	EN ISO 12402-5/EN ISO 12402-9 (レベル 50)	AS 4758.1/AS 4758.3 (レベル 50S)
垂直強度	試験方法	供試体を 2 分間水中に浸漬させた後、人が着用する時と同様の方法で規定の型に装着する。750N 以上 (小児用の場合、490N 以上) の荷重を試験用型と救命胴衣の肩部又は首部に 30 分間加える。	① ライフジャケットを規定の試験装置に吊り下げる。 ② 調整用部品の位置を記録する。 ③ 大人用の場合 750N 以上、子供用の場合 500N 以上、幼児用の場合 265N 以上の荷重を加え、規定時間維持する。 ④ 損傷がないこと及び調整用部品の滑りを測定する。	① ライフジャケットを規定の試験装置に吊り下げる。 ② 調整用部品の位置を記録する。 ③ 大人用の場合 750N 以上、子供用の場合 500N 以上の荷重を加え、5 分間維持する。 ④ 損傷がないこと及び調整用部品の滑りを測定する。	① ライフジャケットを規定の試験装置に吊り下げ、20±2N の試験前荷重を加える。 ② 調整用部品の位置を記録する。 ③ 750N 以上の荷重を加え、10 分間維持する。 ④ 損傷がないこと及び調整装置の滑りを測定する。 ⑤ ライフジャケットを淡水に 24 時間浸した後、①から④までの手順を繰り返す。
	要件	損傷しないこと。また、本試験中、試験用型から外れずに装着されていること。	- 縫い目の分離や破損、ジッパー、バックル等の破損がないこと。 - 調整用部品の滑りが 25mm 未満であること。	- ライフジャケットに構造的な損傷がないこと。 - 調整装置の滑りが 25mm 未満であること。	- ライフジャケットに構造的な損傷が生じないこと。 - 調整装置の滑りが 25mm 未満であること。

(3) 浮遊試験

浮遊試験に関する規定内容の比較を表 17 に示す。国内基準と海外規格を比較すると、規定内容に大きな違いはなく、どちらも「垂直より後傾の姿勢で浮遊し、口元が水面から出ていること」が要求されている。

表 17 主な国内と海外の規格・基準の「浮遊試験」に関する規定内容の比較

対象	型式承認試験基準 (膨脹式及び呼吸併用式以外のもの)	UL 12402-5/UL 12402-9 (レベル 70)	EN ISO 12402-5/EN ISO 12402-9 (レベル 50)	AS 4758.1/AS 4758.3 (レベル 50S)
試験方法	供試体を着用した被験者が、淡水中で若干の後傾姿勢をとった後、体の力を抜いて浮遊した時、以下の項目について測定する。 胴体角度：肩部及び腰部の前側を結ぶ直線の垂直線に対する角度 口元高さ：口元の最も低い位置と水面との間の垂直高さ	ライフジャケットを着用した被験者に対し、以下の試験を実施する。 1. 垂直安定性試験 水中でわずかに後ろに傾いた姿勢（垂直より $5\pm 2^\circ$）で浮遊する。リラックスした状態で、頭部が誘発された動きの方向へ倒れるようにしたとき、フリーボードが正の値であるか確認する。 2. フリーボード⁴²の測定 水中の被験者が、後ろに傾いた姿勢を取った後、被験者の通常の呼吸サイクルの中で到達した最低レベルにあるときのフリーボードを測定する。		
要件	顔面を水上に支持し、以下の姿勢で浮遊すること。 a) 垂直より後傾の姿勢で浮遊すること。 b) 口元高さは 0 cm 以上であること。	- 上記 1 に従って試験したとき、以下を満たすこと。 a) リラックスした静的な姿勢で、被験者の呼吸が妨げられないこと。 b) リラックスした静的な姿勢で、被験者がうつ伏せになる傾向がないこと。 c) フリーボードが正の値であること。 • 上記 2 に従って測定されるフリーボードは、被験者グループの平均値が 50mm 以上、かつ各被験者の測定値が 25mm 以上であること。	- 上記 1 に従って試験したとき、以下を満たすこと。 a) リラックスした静的な姿勢で、被験者の呼吸が妨げられないこと。 b) リラックスした静的な姿勢で、被験者がうつ伏せになる傾向がないこと。 c) フリーボードが正の値であること。 • 上記 2 に従って測定される各被験者のフリーボードは、正の値であること。	- 上記 1 に従って試験したとき、以下を満たすこと。 a) リラックスした静的な姿勢で、被験者の呼吸が妨げられないこと。 b) リラックスした静的な姿勢で、被験者がうつ伏せになる傾向がないこと。 c) フリーボードが正の値であること。 • 上記 2 に従って測定される被験者グループのフリーボードの平均値が正の値であること。

⁴² フリーボード（Freeboard）とは、水面と口の最も低い位置との垂直距離のこと。

(4) 表示

表示に関する規定内容の比較を表 18 に示す。国内基準と海外規格を比較すると、規定内容が異なっており、海外規格では国内基準よりも細かい表示要件が課されている。海外規格においては、「使用方法やお手入れに関する簡単な説明」や「特定の警告事項及び文言」の表示要件が定められている点が特徴的である。特に、UL 規格では、「ISO 規格及び AS 規格」と比較しても、文字の書体やレイアウトを含め、より詳細な表示要件が規定されている。

表 18 主な国内と海外の規格・基準の「表示」に関する規定内容の比較

対象	型式承認試験基準 (膨脹式及び呼吸併用式以外のもの)	UL 12402-5/UL 12402-9 (レベル 70)	EN ISO 12402-5/EN ISO 12402-9 (レベル 50)	AS 4758.1/AS 4758.3 (レベル 50S)
要件	1. 次の事項が標示されること。 ① 物件の名称 ② 物件の型式 ③ 製造年月 ④ 製造番号 ⑤ 製造者 ⑥ 搭載する小型船舶の船名、船舶番号又は船舶所有者名 ⑦ 着用できる小児の体重の範囲（小児用のものに限る。） 2. 着用者の体格の範囲が指定される場合には、その指定範囲が標示されること。 3. 小児用にあつては、その旨が標示されること。 4. 必要と認められるものについては定められた有効期限が標示されること。	1. すべての表示は、恒久的で防水性のある文字で明確に表示すること⁴³。 2. バディラインの両側、又はバディラインが収納されているポケットの外側に、12 mm以上の文字で、「NOT FOR LIFTING」と表示すること。 3. 「選択のための情報及び警告」に関して a) サイズ情報（体重、胸囲等） b) 性能レベルを示す規定の図 c) 特定の活動用（水上スキーや水上オートバイ等）に設計されていない旨の警告シンボル d) UL 規格で適用される警告及び制限事項 e) 以下の文言： 「www.wearitlifejacket.org」を参照し、適切な製品を選び、着用する。着用やお手入れ等の情報は、取扱説明書とタグをよく読み、保管すること。	下記に示す情報を恒久的かつ読みやすく、少なくとも販売国の公用語で表示しなければならない。 a) 製造業者（少なくとも製造者又は代表者の名前、連絡先） b) PFD のクラス及び性能レベル c) サイズ範囲（例：胸囲や体重） d) 保管、お手入れ、清掃、メンテナンスに関する簡単な説明 e) 着用及び調整に関する簡単な説明 f) 警告：「製造業者の指示に従い、使用前に必ず確認すること」 g) 使用方法に関する簡単な説明 h) モデル名、製造番号、製造年等 i) ISO 規格番号 (ISO 12402-5:2020) j) 他のリスクへの対応可否を示すピクトグラム又は文言 k) 文言：「クッションとして使用しない」 l) 文言：「製品の使用についてトレーニングすること」	下記に示す情報を恒久的かつ読みやすく表示しなければならない。 a) 製造業者（少なくとも製造者又は代表者の名前、連絡先） b) PFD の分類 c) サイズ範囲（例：胸囲や体重） d) 提供される最低浮力 e) 着用及び調整に関する簡単な説明 f) モデル名、製造番号、製造年等 g) 規格番号 (AS 4758.1 : 2022) h) その他のリスクを示すピクトグラム又は文言 i) 特別な機能や特定用途の詳細 j) 安全ハーネスや衣服、又は関連する追加装備品との適合性 k) 文言：「完全な性能を発揮できない場合がある。リーフレットを参照すること」 l) 文言：「クッションとして使用しない」

⁴³ その他、文字の書体やレイアウト等について、細かく規定されている。

対象	型式承認試験基準 (膨脹式及び呼吸併用式以外のもの)	UL 12402-5 UL 12402-9	EN ISO 12402-5 EN ISO 12402-9	AS 4758.1 AS 4758.3
要件		4. 「認証及び承認」に関して a) 製造業者（連絡先、製造拠点等） b) USCG 承認情報 c) モデル名 d) 適用される規格名 e) 製造番号 f) 認証機関のマーク又は名称 5. 「お手入れ及びメンテナンス」に関して 製造業者が推奨する洗浄、乾燥、保管に関する説明	m) 文言：「この製品で浮くことを教えること」（子供用の場合） n) 特定の適用範囲 o) 平均的な使用を想定した場合の整備予定時期や交換時期の記入欄 p) 安全ハーネスや衣服、又は関連する追加装備品との適合性 q) 文言：「防水性の衣服やその他の状況では、完全な性能を発揮できない場合がある。リーフレットを参照すること」 r) 警告：「溺水に対する保護は限定的である」	m) 文言：「製品の使用についてトレーニングすること」 n) 文言：「この製品で浮くことを教えること」（子供用の場合） o) 使用方法に関する簡単な説明、及び保管、お手入れ、清掃、メンテナンス等に関する簡単な説明 p) 文言：「水泳用おむつのみ使用すること」（体重 15kg 未満の製品） q) 文言：「障害がある方には適さない場合がある」

第3 水難事故防止のための各国の取組、啓発活動等

1 アメリカ

(1) ライフジャケットの着用率に関する調査報告

米国における海難捜索と救助、国防、海上安全、警備等、様々な任務を行っている組織である米国沿岸警備隊（USCG）の中の船舶安全課では、「USCG Boating Safety」として船に関わる安全についてまとめているサイトを運用している。

この活動の中で、米国におけるライフジャケットの着用率について調査を行い、各年で報告書を取りまとめ、公表している。この活動は 2007 年から始まっており、2023 年までの 16 年間継続して行われている。

この統計情報では、様々な種類の船舶（モーターボート、パドルクラフト、ヨット等）別のライフジャケット着用率を、年代別に集計した結果が掲載されている。

全船舶（着用義務のある水上オートバイは除く）における成人（18 歳以上）の全米におけるライフジャケットの着用率は、横ばいの傾向を示している。近年では 10～12%程度を推移しており、2023 年は 9.8%という結果となっている。一方で、子供（17 歳以下）の全米におけるライフジャケットの着用率は、2022 年、2023 年はやや減少傾向を示しているが、長期的に見ると微増傾向であり、2023 年は 60.9%という結果となっている。米国においては、成人よりも子供の着用率が圧倒的に高い傾向を示している⁴⁴。

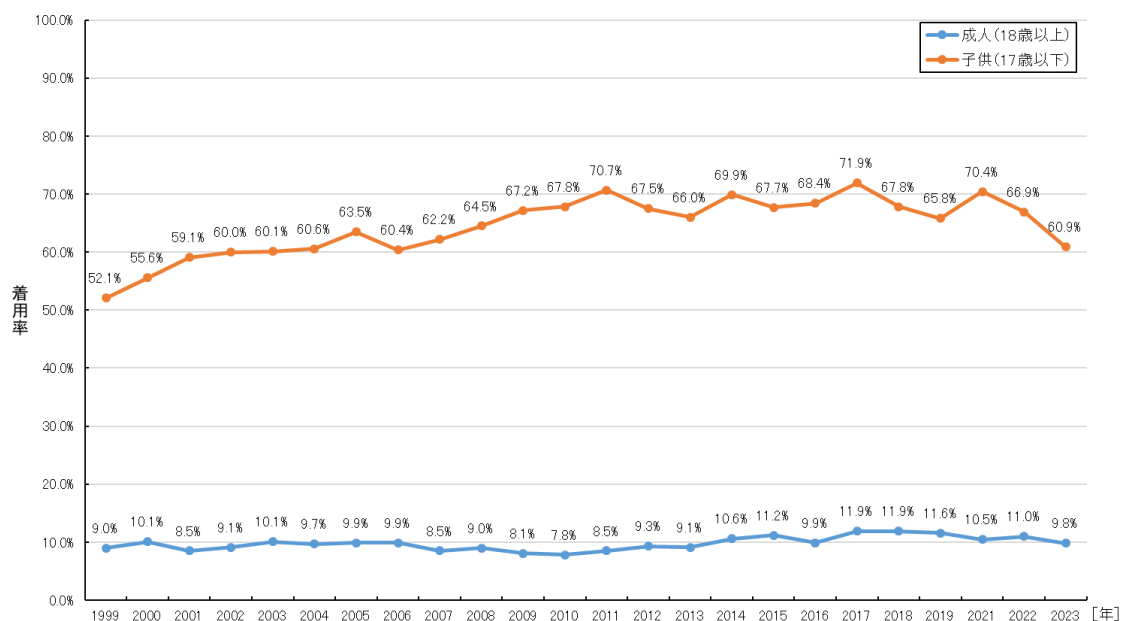


図1 ボート乗船時のライフジャケット着用率の推移

⁴⁴ USCG 「2023 Life Jacket Wear Rate Observation Study」, <https://uscgboating.org/library/national-live-jacket-wear-study/2023-Life-Jacket-Wear-Rate-Report.pdf> (アクセス日：2024-08-28)

（２）ライフジャケット着用に関わる安全キャンペーンの実施

米国におけるボートの事故削減等の活動に取り組んでいる会員組織の全米安全ボート協議会（National Safe Boating Council）では、乗船時の安全啓発として「WEAR IT」というライフジャケット着用に関わる安全啓発キャンペーンを打ち出している⁴⁵。

対象のキャンペーンのウェブサイトには、前述したライフジャケットの着用率や、着用しなかった場合の事故率の情報、ライフジャケットを着用していたことで救われた事例、ライフジャケット着用時のポイント、お手入れ方法、安全警告表示の確認推奨等、様々な情報が掲載されており、消費者に対する安全啓発が行われている。

２ イギリス

（１）イギリス沿岸警備隊（HM Coastguard）による安全啓発ページの運用

イギリスにおける海上の安全及び環境保護の業務を行っているイギリス沿岸警備隊の運用するウェブページでは、ビーチや海岸、海上、船内等における安全のポイントをまとめたページが掲載されている⁴⁶。

このページの中で、ライフジャケット（個人用浮遊装置（PFD））の着用が安全対策として推奨されている。なお、主には乗船時において、ライフジャケットを着用することがポイントとして記載されており、ビーチや海岸で活動をする際の注意事項にはライフジャケットの着用に関しては言及されていない。

（２）王立救命艇協会による安全啓発

イギリス周辺の沿岸や海における救命活動を行なうボランティア組織である王立救命艇協会（RNLI : Royal National Lifeboat Institution）では、海難事故を防止するために様々な活動を行っている。その活動の中で、ウェブページ内にライフジャケットの着用を推奨するページも設けられている。このページでは、ライフジャケットの選定方法に加え、「サイズが適切かどうかの確認方法」や「点検、メンテナンスの方法」を動画で解説している⁴⁷。

⁴⁵ 全米安全ボート協議会「WEAR IT」, <https://safeboatingcampaign.com/life-jackets/>（アクセス日：2024-08-28）

⁴⁶ HM Coastguard「Safety onboard」, <https://hmcoastguard.uk/onboard>（アクセス日：2024-08-28）

⁴⁷ RNLI「Lifejackets」, <https://rnli.org/safety/lifejackets>（アクセス日：2024-08-28）

3 フランス

(1) ライフジャケットの着用率に関する調査

フランスにおけるライフジャケットの着用率に関するデータは、全国海難救済協会（SNSM : Société Nationale Sauvetage en Mer）と保険会社MACIFが、2014年にフランス在住の18歳以上の3,001人を対象に行ったアンケート調査「フランス人、マリンレジャーと海の安全（Baromètre « Les Français, les loisirs nautiques et la sécurité en mer）」（2014年4月）にて公表されている⁴⁸（これ以降の年の情報は確認できなかった）。この調査のデータのうち、ライフジャケットの着用率と、それを着用しない理由に関するものは以下のとおりである。

- ① マリンレジャーの際にアームリング又はライフジャケットを着用していますか？（サンプルの 78%に相当する、年に 1 回以上マリンレジャーを行う者のみに対する質問）
⇒61%が「着用している」と回答している。
- ② マリンレジャーの際に、アームリング又はライフジャケットを着用する頻度はどのくらいですか？（サンプルの 78%に相当する、年に 1 回以上マリンレジャーを行う者のみに対する質問）
⇒「必ず着用する（39%）」、「頻繁に着用する（22%）」「たまに着用する（15%）」「全く着用しない（24%）」
- ③ あなたが一人で、あるいは近親者とマリンレジャーをする際に、実際にアームリングやライフジャケットを着用しているのは誰ですか？（サンプルの 64%に相当する、年に 1 回以上マリンレジャーを行う者のみに対する質問）
⇒「マリンレジャーの種類や気象条件に関わらず、必ず着用する」という回答が、回答者自身では 45%、一方で子供では 61%という結果となっている。子どもの着用率の方がやや高い傾向にある。
- ④ マリンレジャーをする際にライフジャケットを着用しない場合、その主な2つの理由は何ですか？（定期的にマリンレジャーをする者のうち、ライフジャケットを「必ず着用する」と回答しなかった者（サンプルの 20%に相当）に対する質問）
⇒「動きにくい」「着用の必要性がない」「着用する習慣が無い」という回答が上位を占めている。

⁴⁸ 「La SNSM et la MACIF, Baromètre « Les Français, les loisirs nautiques et la sécurité en mer » Avril 2014」
https://sofia.medicalistes.fr/spip/IMG/pdf/Barometre_les_francais_les_loisirs_nautiques_et_la_securite_en_mer_avril_2014.pdf（アクセス日：2024-08-28）

(2) 海洋・生物多様性担当庁 (Secrétariat d' Etat chargé de la Mer et de la Biodiversité)

同庁のサイトの「河川や湖沼でのレジャー活動の際の注意事項とアドバイス (Gestes et conseils pour les loisirs nautiques en eau douce)」と題するページ、また「マリンレジャーの際の安全ルール (Règles de sécurité pour les loisirs nautique)」と題するページには、水上レジャーの安全に関して様々な情報が紹介されている⁴⁹。

ライフジャケットに関しては、水上レジャーの種類ごとに着用が推奨される、あるいは義務付けられたライフジャケットの浮力などについて説明されている。

4 オーストラリア

(1) ニューサウスウェールズ州 (以下、NSW 州) におけるライフジャケット着用率の調査

ライフジャケットの着用率に関して、オーストラリア全土における調査結果は確認されなかった。他方、オーストラリアの主要州のひとつであるニューサウスウェールズ州では、同州の交通局にて州内で起こったボート事故の統計情報を集計しており、その中にライフジャケットの着用率等について調査結果が示されている⁵⁰。

この報告書の中では、「ライフジャケットの着用率については定期的には調査されておらず、各年の集計方法や条件等に相違があるため、これを前提として見る」と注記されている。この結果によると、ニューサウスウェールズ州におけるライフジャケットの推定着用率は、2007 年で 9%、2013～2014 年は 34%、2014～2015 年が 41%、2017～2018 年が 45%、2022～2023 年が 40.5%とされている。

表 19 ニューサウスウェールズ州におけるライフジャケットの推定着用率

年	2007 年	2013-2014 年	2014-2015 年	2017-2018 年	2022-2023 年
想定着用率	9 %	34%	41%	45%	40.5%

また、報告書では、「2021～2022 年の死亡者のうち、機能的なライフジャケットを着用していたことが判明したのはわずか 28.6%であった」と記載されており、この結果を受け、「ライフジャケットが、人が水中に落ちたときに死亡事故を防ぐための最も重要な安全装置であることが強調される結果である」と言及されている。

⁴⁹ 「Gestes et conseils pour les loisirs nautiques en eau douce」, <https://www.mer.gouv.fr/gestes-et-conseils-pour-les-loisirs-nautiques-en-eau-douce> (アクセス日 : 2024-08-28)

⁵⁰ Transport for NSW 「Boating incidents in NSW」, <https://www.transport.nsw.gov.au/system/files/media/documents/2024/SER227-Boating-Incidents-in-NSW-Statistical-Report.pdf> (アクセス日 : 2024-08-28)

（２）ニューサウスウェールズ州におけるライフジャケット着用の安全啓発

ニューサウスウェールズ州の交通局では、ライフジャケットの安全に関するウェブページ「ライフジャケットと安全装置」を作成し、消費者に対して安全啓発を行っている⁵¹。

このページには下記の項目があり、ライフジャケットの着用理由や選び方、ライフジャケットの認証制度、子供がライフジャケットを着用しなければならない場合のルール、メンテナンス方法等を紹介している。また、ニューサウスウェールズ州では、膨脹式ライフジャケットのメンテナンスが義務付けられていることから、これをサポートするような動画等も掲載されている。

表 20 「ライフジャケットと安全装置」の主な項目

題名	概要
ライフジャケットの携帯と着用	ライフジャケットを着用しなければならない場合と、適切なタイプの選び方を説明している。
承認されたライフジャケットの種類	様々なアクティビティや状況に適したライフジャケットが豊富にあるため、それぞれに合ったものを選ぶ方法を紹介している。
子供とライフジャケット	子供や幼児がライフジャケットを着用しなければならない場合のルールを知り、適切なライフジャケットの選び方を説明している。
ライフジャケットのお手入れ	ライフジャケットには手入れとメンテナンスが必要であり、特に膨脹式は、必要なときに確実に機能するように、定期的にメンテナンスする必要がある。これらの知っておくべきことをまとめている。
膨脹式ライフジャケットのセルフサービスクリニック	ニューサウスウェールズ州では、膨脹式ライフジャケットのメンテナンスが法律で義務付けられている。ここでは、自分でメンテナンスを行う方法について段階的な手順を説明している。

⁵¹ Transport for NSW 「Lifejackets and safety equipment」, <https://www.nsw.gov.au/driving-boating-and-transport/waterways-safety-and-rules/lifejackets-and-safety-equipment>（アクセス日：2024-08-28）